

[事案 28-106]保全関係手続無効等請求

・平成 29 年 1 月 13 日 裁定終了

<事案の概要>

2 件の契約について、それぞれ契約内容変更を行ったが、募集人が虚偽の説明を行ったことを理由に、錯誤による契約内容変更の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 13 年 11 月に契約した終身保険 (契約①) および平成 5 年 12 月に契約した終身保険 (契約②) について、それぞれ、以下の理由により、契約内容の見直し等を無効とし、または損害を賠償してほしい。

(1) 契約①について

- ①募集人から災害割増特約の解約を提案されて承諾したものであり、定期保険特約の更新を中止するつもりはなかったため、定期保険特約の更新をしない旨の意思表示は錯誤により無効であり、定期保険特約は自動更新されたものである。
- ②定期保険特約は更新により保険料が増額されるとの説明を受けたので更新しなかったが、実際には 65 歳まで増額しないため、上記更新中止は錯誤により無効である。
- ③平成 15 年の減額について、内容の説明を受けておらず、錯誤により無効である。
- ④基本保険金額の減額の金額と貸付金の返済への充当額が異なることは不当である。また、仮に不当でないとしても、基本保険金額を減額した金額そのものが貸付金の返済に充当されるという錯誤にもとづいて減額をしたものであるから、減額は無効である。
- ⑤平成 16 年 4 月の貸付金の返済の振込に際して、募集人が自分の金員を横領した。
- ⑥保険証券が二重発行されているのは問題がある。
- ⑦以上に関連する募集人ないし保険会社の一連の行為は不法行為であるから、それにより生じた損害の賠償を求める。

(2) 契約②について

- ①平成 15 年 3 月の減額および同年 9 月の傷害特約の解約および定期保険特約の更新中止は、いずれも自分の意思にもとづかないものであり、錯誤による無効である。
- ②基本保険金額の減額の金額と貸付金の返済への充当額が異なることは不当である。また、仮に不当でないとしても、基本保険金額を減額した金額そのものが貸付金の返済に充当されるという錯誤にもとづいて減額をしたものであるから、減額は無効である。
- ③平成 16 年 4 月の貸付金の返済の振込に際して、募集人が自分の金員を横領した。
- ④保険証券が二重発行されているのは問題がある。
- ⑤以上に関連する募集人ないし保険会社の一連の行為は不法行為であるから、それにより生じた損害の賠償を求める。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 契約①について

- ①申立人は、自らの意思にもとづいて、減額および定期保険特約の更新の中止を行った。
- ②募集人の説明内容等は確認できないが、説明義務違反は存在しない。

(2) 契約②について

①申立人は、自らの意思にもとづいて、減額および傷害特約の解約、定期保険特約の更新の中止を行ったものである。

②募集人の説明内容等は確認できないが、説明義務違反は存在しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど契約内容変更時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、体調上の理由から、募集人に対する事情聴取は行うことができなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約①に関する定期保険特約の更新の中止および減額ならびに契約②に関する減額、傷害特約の解約および定期保険特約の更新の中止について申立人が錯誤に陥ったとは認められず、基本保険金額の減額の金額と貸付金の返済への充当額が異なることは不当とは認められず、募集人に説明義務違反があったと認めることはできず、募集人および保険会社に横領を含む不法行為があったと認めること等はできないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第37条にもとづき、手続を終了した。